

# 品川区職員海外都市派遣研修実施要綱

制定 昭和 60 年 5 月 13 日 区 長 決 定  
要綱第 279 号  
改正 平成 4 年 4 月 6 日 要綱第 24 号  
平成 13 年 3 月 21 日 要綱第 29 号  
平成 19 年 3 月 22 日 要綱第 24 号  
平成 27 年 2 月 16 日 要綱第 9 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、品川区に勤務する職員を外国の諸都市に派遣することについて規定し、各国の現状の視察を通じて職員の視野の拡大を図り、もって区政の運営に役立てることを目的とする。

(研修課題)

第 2 条 研修課題は、区行政に関連する諸課題で、調査・研究が必要なものとする。

(派遣先および期間)

第 3 条 派遣先は、研修課題に適応する海外の都市とし、派遣期間は総務部長が別に定める。

(派遣職員)

第 4 条 派遣職員は、次のとおりとする。

- (1) 応募した職員のうち、選考により決定した者
- (2) 区長の指名する職員

(応募の資格)

第 5 条 研修に応募できる職員は、次の各号の要件を満たす者とする。

- (1) 管理職および品川区在職 5 年以上の一般職員
- (2) 勤務成績が優秀で、かつ、健康状態が良好である者

(選考委員会の設置)

第 6 条 第 4 条第 1 号の派遣職員の選考を行うため、品川区職員海外都市派遣研修選考委員会(以下「選考委員会」という。)を設置する。

(選考委員会の構成)

第 7 条 選考委員会は、副区長・教育長・企画部長・総務部長・企画調整課長・人事課長の 7 名で構成し、委員長は総務部を担任する副区長とする。

(研修報告)

第 8 条 派遣職員は、研修終了後 1 か月以内に研修報告書を区長に提出しなければならない。

(その他)

第 9 条 この要綱を実施するための必要な事項については、別に総務部長が定める。

付 則 (平成 4 年 4 月 6 日第 7 条改正 要綱第 24 号)

この要綱は、平成 4 年 4 月 6 日から適用する。

付 則 (平成 13 年 3 月 21 日第 7 条改正 要綱第 29 号)

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。

付 則 (平成 19 年 3 月 22 日第 7 条改正 要綱第 24 号)

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

付 則（平成 27 年 2 月 16 日第 7 条改正 要綱第 9 号）

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。